

世界遺産 二条城「夏の朝御膳の提供」の実施に係る仕様書

1 使用会場 元離宮二条城清流園香雲亭

- (1) 使用部分面積 111.36平方メートル
- (2) 平面図 別紙2のとおり
- (3) 使用可能設備 別紙2のとおり

2 使用期間 令和3年7月1日(木)～9月30日(木)

- (1) 朝食提供場所 83.93㎡
 - (2) 準備場所 27.43㎡
- ただし、上記(1)については、各日、午前8時15分～午前10時15分までとする。
(参照：香雲亭平面図)
※朝食提供時間は午前8時45分から午前10時までとする。

3 使用目的

朝食の提供

4 業務実施に関する基本姿勢

- (1) 文化財の保存及び景観保全の重要性の認識
二条城は全域が史跡に指定されており、業務の実施に当たっては、文化的価値を念頭におき、その保存に関して細心の注意を払うこと。
- (2) 来城者及び歩行者への配慮
二条城は多くの人々が訪れる京都を代表する文化観光施設である。また、外堀周辺は歩道と接しているため、多数の歩行者が通行する場所でもある。このため、業務の実施に当たっては、来城者及び歩行者の安全確保のため必要な措置を講じるとともに、常に観覧、各施設の利用、通行の妨げにならないよう配慮しながら作業を行うこと。
- (3) 作業姿勢等
本業務はお客様と接するため、言葉づかいやきめ細やかな配慮を怠らずに取り組むこと。また、接客中以外の時間でも、作業している姿は来城者から見られるため、作業中は常にそのことを忘れずに取り組むこと。

5 朝食提供実施に係る条件

- (1) 朝食については、季節感のある和食を適正な価格で提供することとする。なお、価格については、本市と協議のうえ決定すること。
- (2) 使用会場である清流園及び香雲亭の風景を活かし、和の趣のある雰囲気の下で提供することとする。
- (3) 提供する献立については、全期間同一ではなく、月ごとや季節ごとに変化を持たせたものとする。その変化については、食材や提供店舗の変更等、話題性のあるものとする。また、「京都ブランド」の食材についても、積極的に取り入れた内容とすること。
- (4) 使用期間の全日程において朝食を提供することとする。ただし、台風や災害その他やむを得ない事情により、二条城の公開を中止したときは、朝食提供を中止することとする。その際に生じる業務や損害については、本市は負担しない。
- (5) 朝食提供に必要な備品(机、椅子、什器等)は事業者が準備することとする。ただし、業務用電磁調理器(ホシザキ HIH-2CE)1台を、希望により貸し出すことができる。
- (6) 提供する朝食の価格及び内容については、事前に本市と協議のうえ行うこととする。
- (7) ウェブサイト、ホテル等に情報を提供するなど、積極的に広報を行うこと。また、集客を

見込むことができる有料広告をうつこと。掲載媒体については、本市と協議のうえ決定すること。

- (8) 本市が行う広報で「夏の朝御膳」を掲載することがあるため、朝食の写真を提供すること。
- (9) 「夏の朝御膳」について、試食会を開催すること。
- (10) 使用許可以外の期間については、速やかに設置物の撤収を行うこと。
- (11) 予約開始以降、毎日、朝食の予約状況及び提供実績について報告を行うこととする。
- (12) 使用期間終了後、事業内容について本市に報告することとする。
- (13) 事業実施の際に生じた破損等については、事業者の負担で現状復帰することとする。その際の修復方法等については、本市の指示に従うこと。
- (14) 朝食の提供以外の物品の販売等は禁止する。
- (15) 事前予約を受け付ける体制を確保することとする。

6 業務の実施に関する注意事項等

(1) 入退城

ア 入退城の際は、入城証を提示し、警備員又は職員の検札を受けること。

なお、業務に関係のない同伴者の入城は認めない。

イ 車両で入城する場合は、時間帯により、以下の門において警備員又は職員の検察を受け、車両入城証を受取り入城すること。

(入城門、時間帯)

- ・東大手門：午前7時30分から午前8時30分まで
- ・北大手門：午前9時00分以降

ウ 車両の退城は、時間帯により、以下の門において警備員または職員に車両入城証を返却し、退城すること。

(退城門、時間帯)

- ・東大手門：午前7時30分から午前8時30分まで
- ・北大手門：午前9時00分から午後6時00分まで

エ 作業等の都合により、上記時間以外に車両が入退城する必要がある場合は、事前に二条城事務所と協議すること。

オ 二条城周辺での路上駐停車は厳禁とする。

(2) 諸注意

ア 二条城は市内有数の観光施設であるため、観光客に対する安全対策を十分に講じること。

イ 業務関係以外の建物及び施設内には許可なく立ち入らないこと。

ウ 休憩時間中に喫煙する場合は指定の場所で喫煙すること。

エ 城内の施設や道具等は二条城事務所の許可なく使用しないこと。

オ 二条城から貸し出す物品等の適正管理と盗難の対策を講じること。

カ 火気は使用しないこと。

7 使用料

最低使用料310,000円及び、事業者が提案した率（最低5%とする）で算出された額を本市に納めること。